

# 主な用語の解説

## 《あ行》

### いくせいいたんそうりん **育成単層林**

人為によって保育などの管理がされた森林のうち、樹冠の層がほぼ同じ高さで樹種が単一である森林。一斉林、同齡林、単純林、純林ともいう。

### いくせいふくそうりん **育成複層林**

人為によって保育などの管理がされた森林のうち、樹齢や樹高の異なる樹木によって構成された森林。

## 《か行》

### かいばつ **皆伐**

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

### かそうしょくせい **下層植生**

森林において上層木に対する下層木（低木）及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。下層植生は、雨滴からの地表面の保護や根による土壌の保持といった重要な役割を担う。

### かんぱつ **間伐**

育成段階にある森林において樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採（間引き）し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

### こうえきてききのう **公益的機能**

森林の有する機能のうち、木材等生産機能を除いた、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能をいう。

### なえ **コンテナ苗**

苗木を育てる穴が多くついている容器（コンテナ）を用いて生産される培地付きの苗木のこと。

## 《さ行》

### じごしら **地揃え**

植栽や天然更新の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う

作業。

### 下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

### 枝条

樹木の支幹（大枝・力枝ともいう）の総称。支幹は幹から分岐した太い枝で樹冠を支える役目もする。支幹以外はすべて枝とするが、枝からはさらに小枝を出して休眠芽（冬芽）をつけ、翌年春に幼条を出して成長を続ける。

### 主伐

次の世代の森林の造成を伴う森林の一部又は全部の伐採。

### 樹冠

樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の主に陽葉からなる部分を陽樹冠、下層の主に陰葉からなる部分を陰樹冠という。樹幹と発音が同じであるため、「クローネ」という場合もある。

### 除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、お互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施する。

### 針広混交林

針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。

### 人工林

人為を加えて人工造林や天然更新で成立した森林。天然（自然）林に対する語。一般的には人工造林による森林を示すことが多く、日本では植栽による造林が普通なので、植栽林と同じに使われる。

### 森林（※森林法による定義）

「森林法」第2条第1項（定義）の規定に基づく、木竹が集団して生育している土地やその土地の上にある立木竹及び木竹の集団的な生育に供される土地を指す。

### 森林施業

目的とする森林を育成するために行う造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的

行為を実施すること。

### 森林経営管理制度

経営管理が行われていない森林について、市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステム。平成30年度に森林経営管理法が制定され、平成31年度から施行されている。

### 森林経営計画

「森林法」（第11条）に基づき、森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が単独又は協同で5年を一期として作成し、市町村長等の認定を受ける制度。森林施業に関する長期の方針、伐採や造林等の計画、森林の保護等を記載することとしている。

### 市町村森林整備計画

市町村が、地域の実情に即して、間伐、保育等の森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成等の森林整備の条件整備に関する事項について、その区域内にある地域森林計画の対象となっている民有林につき、5年ごとに10年を1期として樹立する計画（森林法第10条の5）

### 水源かん養

森林の土壤が雨水を浸・貯留し（保水機能）、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和するとともに、川の流量を安定させる機能のこと。

### 漸伐

単層林において、成熟木を数回または十数回に分けて伐採すること。

### 造林

現在ある森林に対し手を加えることにより、目的に合った森林の造成を行うこと。あるいは、無立木地に新しく森林を仕立てること。造林の方法は人工造林と天然更新に大別される。

### 《た行》

#### たくばつ 抲伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りする主伐の一種

#### ちょうばつせぎょう 長伐期施業

通常の主伐林齢（例えばスギの場合40年程度）のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業

てんねんこうしん  
**天然更新**

自然の推移にゆだね、主として自然の力により作り出す森林

とくようりんさんぶつ  
**特用林産物**

普通の林産物である用材や薪炭材に対し、それ以外の林産物の総称。樹木からの産物だけではなく、草本類や菌類からの産物も含む。主なものは、キノコ類（シイタケ・マツタケなど）、樹実類（クリ・クルミなど）、油脂類（ウルシ・まつやにななど）、山菜類（ワラビ・ゼンマイなど）、タケノコ・ワサビ・木炭などがある。

《は行》

ばつき  
**伐期**

主伐が予定される時期。

ほいく  
**保育**

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈、除伐等の作業の総称。

がこうしん  
**ぼう芽更新**

主に雑木林などで行われる管理手法の一つで、クヌギやコナラなどの伐採後、切り株や根から伸びてくる新しい芽（「ぼう芽（萌芽）」もしくは「ひこばえ」と呼ぶ）を育てるこ<sup>が</sup>と。適切な管理をし、15年～20年後に再び伐採を繰り返すことで雑木林を維持する。  
ぼう芽ともいう。

ひょうじゅんばつきれい  
**標準伐期 齡**

地域森林計画に定める指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる林齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、原則として5の倍数で市町村森林整備計画に定められている。

《ま行》

みんゆうりん  
**民有林**

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区別される。

《ら行》

りゅうぼくちく  
**立木竹**

土地に生育する個々の樹木や竹。

りゅうばくざいせき  
**立木材積**

材積測定の1種。材積測定は立木材積のほか丸太材積、製材材積の3つに大別されるが、立木材積には枝条を含めた樹木全体の材積と枝条を除いた幹材積、枝条だけを計量する層積がある。これらの材積については、それぞれ標準となる材積表が作成されている。

りんかん  
**林冠**

森林において太陽光線を直接に受ける高木の枝葉が茂る部分。

りんぎょうふきゅうしどういん  
**林業普及指導員**

森林法第187条に規定される指導員で民有林の森林所有者、林業従事者などに接して林業に関する技術及び知識を普及する者。

りんぎょうじぎょうたい  
**林業事業体**

他者からの委託又は立木購入により造林、伐採などの林内作業を行う森林組合、素材生産業者など。

りんしょうはん  
**林小班**

森林所有者別に設定された一時的な森林区画の単位。

りんれい  
**林齢**

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

りんばん  
**林班**

大字や天然地形等により、面積がおおむね50ha程度となるように設けられた固定的な森林区画の単位。